

会報
全住協

2020
4月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、やむを得ず日程や内容の一部を変更又は中止する場合があります。

宅地建物取引士受験対策講座

宅地建物取引士受験対策講座のご案内

当協会では、10月18日(日)に行われる「宅地建物取引士資格試験」の受験対策講座を本年も開催いたします。この対策講座は、頻繁に出題される分野(宅建業法、法令制限、民法)を中心に講義形式により学習したのち、模擬試験と解説講義で学習成果を把握し、直前対策講座で本試験に向けた総仕上げを行います。なお、今回から通学での講座とセットでWEB講座を導入することとしました。通学講座で学んだ内容の復習やフォローにも活用でき、ご自身のペースに合わせて効率的に学習を進めることができます。宅建受験予定の方は是非お申込みいただきますようご案内申し上げます。

1. 開催日時

開催日 6月2日(火)～10月13日(火)
8/4、8/11は休講。全20回
※9/18、9/25、10/9のみ金曜日開催。
時 間 各回とも18:00～20:30
※第18回の模試のみ21:00まで

2. 会 場

LEC水道橋本校
東京都千代田区神田三崎町2-2-15
(JR総武線水道橋駅東口下車徒歩3分)

3. 内 容

第1回～第6回 権利関係
第7回～第12回 宅建業法
第13回～第17回 法令制限
第18回 模擬試験及び解説講義
第19回～第20回 直前対策講座

4. WEB講座

「2020年度出る順宅建士スマート合格コース」
〔スマート合格コースとは〕

①+②のセットコース

①スマート合格講座

試験合格に必要な知識と理解を身に付けるためのインプット講座

②スマート演習講座

「出る順宅建士過去問題集」を用いて、過去問を解き、解説を受ける演習講座

※WEBやスマホでの動画視聴や音声データなどいつでもどこでも学習できます。

5. 講 師

(株)東京リーガルマインド(LEC)所属講師

6. 使用テキスト

2020年版出る順宅建士合格テキスト、問題集及びLECオリジナル教材

7. 受講料

50,000円(消費税込み。テキスト代を含む。)

※LECの登録(5問免除)講習受講者については、一部本講座と共通のテキストを使用するため46,000円(消費税込み)とします。

8. 定 員

50名(定員になり次第締め切ります)

9. その他

宅建本試験の合否について、ご報告いただくことを参加要件とします。

10. 申込み・問合せ先

(一社)全国住宅産業協会

T E L 03-3511-0611

[U R L] <http://www.zenjukyo.jp/>

目 次

・宅地建物取引士受験対策講座のご案内……………1
・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介
(株)コーセーアールイー)……………2
・周知依頼(建築士法の一部を改正する法律の施行)……………3
・周知依頼(宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱い)……………4
・周知依頼(【フラット35】2020年4月の主な制度変更事項)……………5

・周知依頼(地方拠点強化税制)……………6
・周知依頼(適正な価格による工事発注)……………7
・トピックス(第2回商品企画小委員会)……………8
・トピックス(良好な温熱環境による健康生活ハンドブック)……………8
・団体会員コーナー(関住協 第26回キルシェ～桜の会～)……………9
・団体会員コーナー(関住協 第2回京滋・奈良地区情報交流会)……………9
・協会だより……………10

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第9回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

中高層分譲住宅部門(ワンルーム)

グランフォーレ大橋プレミア

(株)コーセーアールイー



【事業コンセプト】

本物件は福岡の中心地である天神から程近い「大橋」駅から徒歩7分の場所に位置しています。近隣には九州大学を始めとした大学・専門学校を臨むアカデミックな雰囲気と、総合病院・区役所なども存在する福岡の副都心という2つの特性を併せ持つエリアでありながら、取得時は工場跡地として周囲を壁に囲まれた閉鎖的な土地となっておりました。

開発に当たり、元々の閉塞感を打破し、副都心として動の街の雰囲気がある大橋エリアの中で、落ち着き・安心を感じることができる建物。またその広い敷地(2,746㎡)を活かした存在感のある建物というコンセプトを基本とし、近隣の方々にも圧迫感を与えず、安らぎを感じていただけるよう配慮することを原則として計画を進めていきました。

【商品企画】

【外観デザイン】

全体的な色合いとしては、優しい風合いのベージュを基調としたタイルと、手摺部分の落ち着きのある明度を抑えたダークブラウンのガラスとの、コントラストを特徴的な配色としています。

建物のフォルムとしては、安定感と重厚感のある横長の比率になっています。表情に変化を与えるために、縦に伸びるマリオン(化粧柱)や、グリッド状のデザインを用いています。

低層部には、深みのある色合いのレンガ調タイルを用いて、さらなる建物の安定感を生み出し、また植栽の緑との調和が落ち着きのある空間を演出しています。

アプローチ空間も緑地を豊かに設け、建物の顔となるよう、また住まう人の心にゆとりを与える空間を創造しています。

【内部空間デザイン】

エントランスにはアクアリウムのあるラウンジスペースを設け、自然石の柔らかな表情、木目の天井、落ち着きのある素材と配色により静寂の空間を演出し、ここに住まう人、招き入れる方々への安らぎの空間となることを目指しました。

各階へアクセスすると、各住戸へのアプローチは内部廊下(一部外部廊下)となっており、ホテルのような雰囲気のある空間を演出しました。

【事業成果】

総戸数185戸というスケールメリット、そして間取りを使いやすいプランで統一することにより経済設計を達成し、昨今高騰している建築費を大幅に抑えることができ、収益性の高い物件とすることができました。

同時に、建築費を抑えることで、外構部に対して余裕を持って予算を配分できたことにより、緑地帯をより大きく設置することができました。その結果、隣接地の幼稚園からも「自然が増えてよかった」との評価の声をいただいております。このような評価から、近隣の方々へ安らぎを感じていただける建物というコンセプトも達成できたことを実感しています。

【規模概要】

住 所	福岡県福岡市南区塩原4-19-15
敷地面積	2,746.39㎡
延床面積	6,518.37㎡
住戸面積	28.93~30.81㎡
構造規模	RC造地上9階建
住戸総数	185戸

建築士法の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)

建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)、建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和元年政令第96号)、建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令(令和元年国土交通省令第42号。以下「改正省令」という。)及び関連する国土交通省告示は、令和2年3月1日(改正省令における建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。)第6条の2の改正規定は令和元年12月1日)から施行されている。

ついては、改正後の建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)、建築士法施行令(昭和25年政令第201号。以下「令」という。)、規則、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号)及び関連する国土交通省告示の運用について、下記のとおり通知する。

貴団体におかれては、貴団体の会員及び関係者に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、各都道府県知事に対しても、この旨通知しているので、申し添える。

1. 建築士の免許要件の見直し(法第4条関係)

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一定期間以上有する者等でなければ、受けることができないこととされた。

2. 建築士試験の受験資格の見直し(法第14条及び第15条関係)

大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができるものとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直しを行うこととされた。

3. 建築士の登録手数料及び試験の受験手数料の見直し(令第3条及び第4条第1項等関係)

実務経験を審査する事務が試験事務を行う者から登録事務を行う者に移管されること等により、これらの事務に係る人件費等が変動することを踏まえつつ、物価変動・業務合理化を反映し、一級建築士の登録手数料の額を2万8400円、一級建築士試験の受験手数料の額を1万7000円、二級建築士及び木造建築士の登録に関する事務の標準手数料の額を2万4400円、二級建築士及び木造建築士の試験の実施に関する事務の標準手数料の額を1万8500円とすることとした。

なお、二級建築士及び木造建築士の登録手数料及び試験の受験手数料の額については、都道府県の条例に委ねられているところであることを念のため申し添える。

4. 「建築に関する実務の経験」の対象実務の見直し(規則第1条の2、第1条の5及び令和元年国土交通省告示第754号関係)

近年の建築士を巡る環境変化を踏まえ、「建築に関する実務の経験」の対象実務の考え方を見直すこととした。

具体的には、対象実務の考え方に「建築物を調査・評価する」を追加することとし、法施行後は、「設計図書・施工図等の図書と密接に関係を持ちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務」を対象実務として認めることとした。

対象実務の見直しと併せて、一級建築士の免許の申請に必要な実務経験の申告に対する確認及び審査の厳格化・厳密化を図る観点から、実務経験を記載する実務経歴書についてより詳細な申告を求めるとともに、当該実務経歴書に記載された内容の真正性を担保するため、使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類の提出を求めるとした。

周知依頼

5. 学科試験免除の仕組みの見直し(規則第12条関係)

受験機会の柔軟化を図る観点から、学科試験免除の仕組みの見直しを行うこととし、一級建築士試験の学科試験に合格した者について、学科試験に合格した一級建築士試験(以下「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる一級建築士試験において学科試験が免除される回数を、学科合格試験の次の2回から、学科合格試験の次の4回のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合は3回)に変更した。

6. 建築士事務所の図書保存の制度の見直し(規則第21条及び令和元年国土交通省告示第755号関係)

建築物に係る構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにするとともに、設計等業務の委託者の保護を図る観点から、建築士事務所の図書保存の制度を見直すこととした。

具体的には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に規定する建築物及び同項各号に該当しない建築確認が不要な建築物を含めた全ての建築物について、建築士事務所業務として設計や工事監理を行う中で作成された設計図書(配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書等(規則第21条第4項第1号ロ及びハに掲げる

図書))及び工事監理報告書の保存を義務付けることとした。

7. その他(建築基準適合判定資格者検定の受検資格について)

建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者で、2年以上の建築行政又は指定確認検査機関における確認検査等の実務の経験を有することを要件としている。当該要件に変更はないが、今回の法施行によって、建築に関する実務の経験がなくても一級建築士試験に合格することが可能となることから、結果的に従前より早期に建築基準適合判定資格者検定の受検が可能となることを念のため、申し添える。

●国土交通省ホームページ

建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)等について

[URL]

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000092.html

建築士事務所の図書保存の制度の見直しについて(建築士法施行規則第21条関係)

[URL]

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000095.html

周知依頼

宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて

「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」について以下のように改正を行い、令和2年10月1日から施行することとしたので、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知を行われたい。

「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点

宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、従来その氏名は戸籍上の氏名とされていたが、「令和元年の地方から

の提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)等を踏まえ、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される旨、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について所要の改正を行う。

●協会ホームページ

[URL] http://www.zenjukyo.jp/new_info/gyosei/data/200330takken2.pdf

【フラット35】2020年4月の主な制度変更事項のお知らせ

住宅金融支援機構では、2020年4月から【フラット35】の制度変更を行いますので、お知らせします。

1. 総返済負担率の算定に含める借入金の対象を一部見直します

(1) 賃貸予定又は賃貸中の住宅に係る借入金の返済額を年間合計返済額の対象に追加

①ご利用条件における「総返済負担率(=年取に占める年間合計返済額の割合)」の算定について「賃貸予定又は賃貸中の住宅に係る借入金の返済額」を年間合計返済額の対象に含める取扱いとします。

※当該借入金が賃貸用のアパート向けのローン(ローンの対象が1棟の共同住宅)であることが確認できる場合は、年間合計返済額の対象には含めません。ローンの対象が1棟の共同住宅であることについては、対象建物の登記事項証明書等をご提出いただき、お申込みの金融機関において確認させていただきます。

②2020年4月1日以後の借入申込み分から「今回の住宅取得以外の借入内容に関する申出書(兼既融資完済に関する念書)」を変更します。

(2) 売却予定の住宅に係る住宅ローンの取扱いの見直し

返済中の住宅ローンの融資対象となっている現在居住している住宅を売却予定で、その売却予定額により当該住宅ローンを完済できることが確認できる場合に限り、総返済負担率の算定において当該住宅ローンの返済額を年間合計返済額から除くことができることとします。

※売却予定額が現在返済中の住宅ローンの残高に満たない場合であっても、住宅ローンの残額と売却予定額との差額を手持金や新規借入金で賄うことが資料等により確認できるときは、総返済負担率の

算定において現在返済中の住宅ローンの返済額を年間合計返済額から除くことができます。

2. 資金使途がセカンドハウスの取得の場合の取扱いを一部見直します

セカンドハウス(=生活の拠点としている現在のお住まいのほかに、週末などにご自分でご利用(居住)する住宅)を取得するための【フラット35】(機構又は旧住宅金融公庫の直接融資を含みます。以下2.において同じ。)を二重に借り入れることはできない取扱いとします。

なお、資金使途がセカンドハウスの取得の場合は、従来より、機構への届出の有無にかかわらず、【フラット35】の返済中にセカンドハウスを第三者に賃貸することはできませんのでご注意ください。

※第三者に賃貸した場合は、債務の全額を一括で返済していただくことがあります。

3. 【フラット35】借換融資の借入期間を一部見直します

借入期間の下限「15年(申込みご本人又は連帯債務者が満60歳以上の場合は10年)」を一部見直し、「「35年」-「住宅取得時に借り入れた住宅ローンの経過期間(1年未満切上げ)」」が15年(申込みご本人又は連帯債務者が満60歳以上の場合は10年)未満となる場合においても、【フラット35】借換融資をご利用いただける取扱いとします。

※本取扱い後においても、申込時の年齢が満70歳以上の場合は、【フラット35】借換融資をご利用いただけませんので、ご注意ください(親子リレー返済をご利用の場合を除きます)。

●住宅金融支援機構ホームページ

[URL]

https://www.flat35.com/topics/topics_20200131_1.html

地方拠点強化税制について

〔制度概要〕

都道府県から、一定の条件を満たす事業計画の認定を受けた企業を対象として、本社機能の全部／一部を以下のいずれかのように移転／拡充する場合、オフィス減税や雇用促進税制の適用を受けることができる。

(1) 移転型事業

本社機能を東京23区から地方(首都圏の一部地域以外の地域)に移転する場合

- [例]・東京23区に本社を置く企業が、地方都市に本社を移転する場合
 ・東京23区に本社を置く企業が、地方都市に本社の一部を移転するためにサテライトオフィスを設置する場合

(2) 拡充型事業

本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外から地方に移転する場合

- [例]・地方に本社を置く企業が、その本社を増築する場合
 ・地方都市において、新しく起業するために本社を整備する場合

〔オフィス減税〕

地方で本社機能を有する施設を新設／増設する場合に、建物等の取得価額に応じて、特別償却／税額控除を受けられる。

(1) 対象となる施設

- ①事務所：調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門などの業務のために使用される事務所
- ②研究所：研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設において研究開発を行う部門を含む)
- ③研修所：人材育成において重要な役割を担うもの

※工場や店舗は対象外

※業種の指定はないが、営業や製造部門など特定部門の事務所は対象外

(2) 特別償却／税額控除の割合

- ①東京23区から地方へ移転する場合(移転型事業)
特別償却：25% 税額控除：7%
- ②地方で拡充する場合／東京23区以外から地方へ移転する場合(拡充型事業)
特別償却：15% 税額控除：4%

〔雇用促進税制〕

地方で新たに従業員を雇い入れる場合などに、その増加数に応じて、税額控除を受けられる。

(1) 対象となる従業員

- 地方で新たに雇用、又は地方に転勤した従業員
 ※正規雇用
 ※企業全体で増加した従業員数が上限

(2) 税額控除額

①移転型事業

- ・初年度の税額控除
1人当たり、最大90万円
- ・3年間の適用期間における税額控除
1人当たり、最大170万円
- ※このうち、最大120万円は、オフィス減税と併用可能

②拡充型事業

- 初年度の税額控除：1人当たり、最大30万円
 ※税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問合せください。
 ※令和2年度税制改正において措置予定の内容を掲載しています。

〔問合せ先〕

内閣府地方創生推進事務局

- 地方拠点強化税制全般・オフィス減税
TEL：03-3501-0645
- 雇用促進税制
TEL：03-3502-6770

適正な価格による工事発注について

国土交通省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、これまでの建設投資の大幅な減少に伴って著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少してきました。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

ついては、建設産業を巡る共通の課題である工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成に向けて、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、以下の取組みを通じて、適正な価格による工事発注に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしくをお願いします。

1. 技能労働者の処遇改善に向けた取組みを踏まえた適正価格による工事発注

公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる労務費の単価です。国土交通省においては、これまでの7度にわたる公共工事設計労務単価の上昇に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官が建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保等を直接要請するとともに、建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払いなどについて決議がなされております。また、建設産業政策2017+10において、民間工事における建設業退職金共済制度の活用を促進することが示されたところです。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組みに十分にご理解をいただき、建設工事を発注する際は、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようお願いします。

2. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業

者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

民間発注工事においても、必要な法定福利費が確保されることが重要であることから、建設工事を発注するときは、法定福利費等を適切に含んだ額で請負契約を締結するようお願いします。

3. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」において、建設工事に従事する者の週休2日の確保などを考慮して適正な工期の設定に努めるとともに、労務費は勿論のこと、社会保険の法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、適正な請負代金による請負契約を締結するよう努めるものとされたことに、改めてご留意ください。

4. 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が施行されたところであり、令和元年10月1日における消費税率の引上げについても、引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願いします。

●協会ホームページ

[URL] http://www.zenjukyo.jp/new_info/gyosei/data/200214tekisei.pdf

第2回商品企画小委員会を開催

2月20日、弘済会館にてエネルギー基本計画における政策目標として設定されているZEHについて、基礎から学べる「はじめてのZEH勉強会」を第2回商品企画小委員会として開催し、23名が参加した。

講師は(株)細田工務店技術担当の松原俊二氏が務め、新築の住宅・建築物における最終エネルギー消費の削減量が全体の12.8%を占めるなどZEH施策の背景から、ZEHの定性的な定義と定量的な定義の違いを示した上で、関係省庁(経済産業省・国土交通省・環境省)のZEH補助事業の種類や対象要件等、補助事業の申請先を含めた説明をし、ZEHビルダーの登録状況や外皮性能、エネルギー消費性能計算プログラムの紹介をした。最後に年間の光熱費比較や室内の快適性、急激な温度変化や結露によるカビ・ダニの発生は健康への影響が少なくなく、家族

の健康を守るためには断熱性能のアップがポイントとなる省エネ住宅(ZEH)のメリットについての説明を行った。

さらに勉強会後には、地盤ネット(株)の今井取締役技術部長が、ダナンBCPOセンターへアウトソーシングすることにより、高品質パース・ウォークスルーを格安で提供することができる事業説明を行った。



▲第2回商品企画小委員会

「良好な温熱環境による健康生活ハンドブック ～適切な温度で健康住宅に～」発行

(一財)ベターリビングでは、住宅における温熱環境が健康にどのような影響を与えているかを分かりやすく解説した「良好な温熱環境による健康生活ハンドブック～適切な温度で健康住宅に～」を発行した。

同ハンドブックは右記URLからダウンロードできる。

目次

<はじめに>

1. 住まいの現状

- 1.1 住宅ストックが抱える課題
- 1.2 断熱性能と室温の関係
- 1.3 住まいと温度の感じ方

2. 住まいの温熱環境と健康

- 2.1 冬季の室温が健康に与える影響
- 2.2 温熱環境の改善による健康への影響

3. 良好な温熱環境の実現手段

- 3.1 良好な温熱環境に係る基本的な考え方
- 3.2 良好な温熱環境を形成する基本的な対策

4. 水回りの設計目標

- 4.1 断熱改修における水回りの設計に資する温熱環境暫定水準案
- 4.2 実験住宅での実証実験
- 4.3 各種対策における住宅部品の選定

5. 暮らしの留意点

- 5.1 結露などを起こさないために
- 5.2 暖房機器の使い方

●住宅における良好な温熱環境実現推進フォーラムホームページ

[URL]

<https://www.onnetsu-forum.jp/tool/index.html>

関住協 第26回キルシェ ～桜の会～ を開催

関西住宅産業協会(関住協)は2月21日、日立ビルシステムソリューション・ラボにおいて、第26回キルシェ～桜の会～を開催。(株)日立ビルシステムにご協力いただき、「ホームエレベーター」「防犯カメラシステム」についての講義、施設見学を行った。

一般家庭におけるホームエレベーターの採用数は年々増加しており、使用する上での安全性、維持・管理にかかるランニングコストの削減やデザイン性の向上等に加え、建物に施工する場合にかかる設置費用、メンテナンス費用、施工中

の他作業との関連性、申請関係、引渡しまでの流れ等についても学習した。防犯カメラについては、カメラ性能の向上による映像の鮮明化や録画可能容量の増加、他システムとの連動等を学習した。

これらは高価で手を出しづらいものという認識が強かったが、高齢者の増加や生活環境の変化等により、そのような概念が変わってきていることを実感でき、参加者のスキルアップにつながる機会となった。



▲勉強会



▲施設見学

関住協 令和元年度第2回京滋・奈良地区情報交換会を開催

関西住宅産業協会(関住協)は2月21日、京都新阪急ホテルにおいて令和元年度第2回京滋・奈良地区情報交換会を開催。関住協 賛助会員の(株)新大陸代表取締役 鈴木宏佳氏を講師に迎え、「トリプルメディアマーケティングの仕組み作り」をテーマに講演を行った。

(株)新大陸は建築不動産業界に特化したWebマーケティングを行っている企業。講演では、Web広告、HP、SNS運用の3つの手段、トリプルメディアでの運用が重要であると説明し、様々な手法で各メディアの展開をするノウハウを解説した。出席者のHP等を確認し、改善点を指摘するなど実践的な内容で講演を展開。その

後の懇親会では会員のPRなどを行い、食事をしながら親睦を深め、盛況の内に終了となった。



▲講演

協会だより

代表者・住所・電話番号・FAX番号変更

会社名 (株)プロパティーマネージメント
新代表者 長屋 光輝
新住所 〒150-0041 東京都渋谷区神南1-12-14 渋谷宮田ビル5階
新TEL 03-6277-5766
新FAX 03-6277-5520

会社名 (株)AXIAL FORCE
新代表者 古川 昌利
新住所 〒146-0095 東京都大田区多摩川1-22-6-102
新TEL 03-5732-3450
新FAX 03-5732-3451

住所変更

会社名 地盤ネット(株)
新住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-2-3 MRCビル4階
TEL 03-6265-1803(従来どおり)
FAX 03-6265-1804(従来どおり)

会社名 (株)ハウジング・オークラ
新住所 〒184-0002 東京都小金井市梶野町5-2-32 オークラビル3階
TEL 042-387-0091(従来どおり)
FAX 042-387-0090(従来どおり)

業務日誌

2月21日(金)	・早期戦力化のための新人自立研修を開催。(全水道会館)
26日(水)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事ほかが出席。 (ホテルメトロポリタンエドモント)
3月13日(金)	・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館)

代表者変更

会社名 イオンモール(株)
新代表者 岩村 康次

会社名 (株)東栄住宅
新代表者 佐藤 千尋

会社名 (株)ユニホー
新代表者 丹羽 紀人

会社名 (株)東京カンテイ
新代表者 長田 千江美

会社名 (株)フィナンシャルドゥ
新代表者 小川 晋吾

電話番号・FAX番号変更

会社名 FANTAS technology(株)
新TEL 03-5424-1800
新FAX 03-5424-1801

FAX番号変更

会社名 (株)日立ビルシステム
新FAX 03-3253-3715

会報 全住協 通巻85号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和2年4月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に16社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は、そのうち2社の取扱商品をご紹介します。
商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

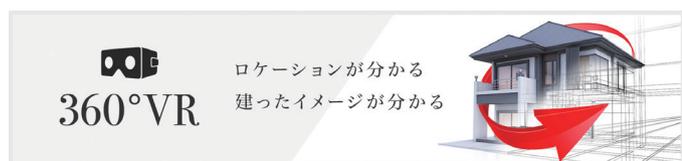
(株)シーブリッジ：VR広告を活用した物件WEBサイトパッケージ

建築パースで作る「VR広告」で素早く売れてます！

“不動産情報はスピード！”とばかり、今世の中に溢れる物件情報は、中身の充実よりも、とにかく速く情報提供することに終始してはいないでしょうか？

しかし、忙しく情報に溢れる現在のエンドユーザーは、そんな心のこもっていない情報では、決して動きません。

シーブリッジのCGVR&WEBサイトパッケージは、360°見渡せる視点で物件の魅力を伝える「VR広告」と「物件サイト」で、“この会社は家造りに気合が入っている！”、“ちゃんとした会社だ！”と思わせる充実したコンテンツです。



価格

全住協ビジネスネット特典

- 1)初期フォーマット制作料と
- 2)物件WEBサイト(CGVR付き)制作料のうち、1)初期フォーマット制作料を10%お値引き!

問合せ先 プロデューサー：内藤 健
TEL 03-5501-9171 E-mail staff@c-bridge.jp

エース21グループ(株)：全自動消火装置「ケスジャン」

全自動消火装置のパイオニア「ケスジャン」

全自動の消火システム。配管工事・配線工事不要のため、大掛かりな工事は不要です。
あらゆる室内に1台から取付けできます。作動方式は、熱感知方式のため、誤作動の心配はありません。
もちろん消火薬剤は、人体に優しい消火液を採用。停電・断水・地震等でも正常に作動します。
メンテナンスフリーと安心の10年保証です。
大切な家族と財産を守る「ケスジャン」。ぜひ一度、お問い合わせください。



価格

「埋込型 90,000円」「吊下型 95,000円」
全住協ビジネスネット特典
全住協会員様特別価格にてご提供
全国配送料 無料

問合せ先 担当者 営業部長：三浦 佳浩
携帯電話 080-4389-3303 E-mail miura_aceno1@yahoo.co.jp